

社会福祉法人 京都民生会 役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都民生会（以下「法人」という。）定款第21条に基づき、役員の報酬の支給に関して定めることを目的とする。

(報酬を支給する会議及び事業の種類)

第2条 役員に報酬を支給する会議及び事業は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に定める諸会議
- (2) その他特に必要と認める会議及び事業

(報酬の額)

第3条 役員に支給する報酬の額は1回につき10,315円とする。

(適用除外)

第4条 役員が自己都合により報酬の受け取りを辞退する場合は、これを適用しない。

(委任)

第5条 この規定に定めるものの他、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成23年12月 9日から施行する。

平成25年 3月18日から施行する。

平成26年12月11日から施行する。

平成29年 6月19日から施行する。

社会福祉法人 京都民生会 評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都民生会（以下「法人」という。）定款第8条に基づき、評議員の報酬の支給に関して定めることを目的とする。

(報酬を支給する会議及び事業の種類)

第2条 評議員に報酬を支給する会議及び事業は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に定める諸会議
- (2) その他特に必要と認める会議及び事業

(報酬の額)

第3条 評議員に支給する報酬の額は1回につき10,315円とする。

(適用除外)

第4条 評議員が自己都合により報酬の受け取りを辞退する場合は、これを適用しない。

(委任)

第5条 この規定に定めるものの他、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成29年 6月19日から施行する。